

中里処分場概要



5月10日現在のの中里処分場埋立状況

- 所在地：尾別字尾別山1番地5
- 開始年度：平成8年4月
- 敷地面積：51,695㎡
- 埋立面積：9,700㎡
- 計画埋立容量：36,992㎡
- 計画埋立年数：15年間(平成8年度～平成22年度)
- 埋立廃棄物：一般廃棄物(焼

廃棄物最終処分場が満杯状態

埋立可能期間が中里4年小泊2年と判明

町では、平成17年11月に中里地域と小泊地域にある二つの一般廃棄物最終処分場の埋立容量を測量しました。

埋立測量調査で適正に管理

この測量は、最終処分場の埋立記録のみでは実際の残余容量を的確に把握できず、結果として廃棄物の最終処分場の許可容量を大幅に超えていた事例が全国的にみられることから、国の指導により最終処分場の残余容量について年1回以上調査することが義務付けられたことから実施したもので、今後も毎年度測量を実施し最終処分場の埋立容量を把握し、適正な管理運営に役立てられます。

平成17年11月に実施した調査結果は、表1「中里一般廃棄物最終処分場埋立状況」・表2

「小泊一般廃棄物最終処分場埋立状況」のとおりです。

表1及び2で示すように、平成17年度における埋立残余容量は、中里処分場が10,326㎡、小泊処分場が2,091㎡という調査結果でした。

それでは、二つの処分場は、あと何年埋立できることができると、中里処分場の

表1 [中里一般廃棄物最終処分場埋立状況] 単位：㎡

	計画埋立容量	既埋立容量	残余容量
埋立ごみ容量	36,992	26,666	10,326
最終覆土	3,585	0	3,585
各土堰堤	4,207	3,733	474
区画堰堤	2,331	2,331	0
合計	47,115	32,730	14,385

表2 [小泊一般廃棄物最終処分場埋立状況] 単位：㎡

	計画埋立容量	既埋立容量	残余容量
埋立ごみ容量	6,597	4,506	2,091
最終覆土	1,056	0	1,056
保護層	270	270	0
合計	7,923	4,776	3,147

場合、年間の埋立ごみ容量を約2,600㎡/年(過去9年間の平均)と推計して、今後の埋立可能期間は約4年間と試算されます。

このことから、中里地域の処分場は、平成21年度中には国からの埋立許可容量になつてしまひ、平成22年度としていた計画埋立年数が1年間短縮されます。しかし、この埋立可能期間の4年間に災害等が発生した場合には、一戸当り2,000㎡程

度のごみが発生すると言われていすので、すぐに埋まってしまうという状況にあります。

小泊処分場の場合は、年間の埋立ごみ容量を約1,200㎡/年(過去三年間の平均)と推計して、今後の埋立可能期間は約2年程度と試算されます。

このことから、小泊地域の処分場は、平成19年度中には国からの埋立許可容量になつてしまひ、平成21年度としていた計画埋立年数が2年間短縮されます。

町のごみ出し状況はこんな具合です。

それでは、中泊町のごみの収集状況等をお知らせします。

表3「地域別ごみ収集状況・処分場関係」をご覧ください。

増加傾向の中里処分場

中里処分場は、平成13年度に

844,420kgのごみが処分場に埋め立てられましたが、平成14年度では651,530kgと大幅に減量され、前年度と比較して192,890kgの減量となりました。

しかし、減量となつたのはこ

却残渣・粗大ごみ・不燃物)
 埋立方式：準好気性セル方式
 総事業費：667,842千円
 国庫補助金：83,933千円
 町債：523,200千円
 一般財源：60,709千円



5月10日現在の小泊処分場埋立状況

小泊処分場概要

- 所在地：小泊字成滝139
- 開始年度：平成14年7月
- 敷地面積：40,484㎡
- 埋立面積：1,089㎡
- 覆蓋面積：1,300㎡
- 覆蓋構造：鉄骨造パネル貼り
- 計画埋立容量：6,597㎡
- 計画埋立年数：8年間(平成14年度～平成21年度)
- 埋立廃棄物：一般廃棄物(焼却残渣・溶融スラグ・不燃物)
- 総事業費：465,610千円
- 国庫補助金：73,760千円
- 町債：356,900千円
- 一般財源：34,950千円

表3 [地域別ごみ収集状況・「処分場関係」] 単位：kg

	中里処分場			小泊処分場		
	搬入量	世帯当り	1日当り	搬入量	世帯当り	1日当り
平成13年度	844,420	235	2,313			
平成14年度	651,530	181	1,785	441,940	295	1,210
平成15年度	694,640	192	1,903	533,370	354	1,461
平成16年度	724,810	200	1,986	370,980	245	1,016
平成17年度	797,060	220	2,184	338,800	224	928

小泊処分場は平成14年7月1日から稼働。
 搬入量には、覆土は含まないが、西北五環境整備事務組合からの焼却灰は含んでいる。

表4 [地域別ごみ収集状況・「リサイクル関係」] 単位：kg 上段：全重量、下段：1世帯当り

	中里地域			小泊地域		
	びん類	缶類	ペットボトル	びん類	缶類	ペットボトル
平成13年度	85,300	81,540	14,430	18,240	11,230	2,970
	23.7	22.7	4.0	12.3	7.6	2.0
平成14年度	78,510	78,990	15,290	21,920	13,960	3,460
	21.8	22.0	4.3	14.6	9.3	2.3
平成15年度	69,340	73,360	13,640	23,510	14,030	4,510
	19.2	20.3	3.8	15.6	9.3	3.0
平成16年度	55,800	62,860	14,060	16,840	10,670	4,010
	15.4	17.3	3.9	11.1	7.0	2.6
平成17年度	50,560	53,680	14,440	16,800	8,600	3,750
	14.0	14.8	4.0	11.1	5.7	2.5

表5 [地域別燃えるごみ収集状況・「西北五環境整備事務組合関係」] 単位：t・千円

	中里地域		小泊地域		中泊町	
	負担金額	搬入量	負担金額	搬入量	負担金額	搬入量
平成13年度	54,582	2,296	24,733	833	79,315	3,129
平成14年度	85,304	2,370	31,989	866	117,293	3,236
平成15年度	59,607	2,293	22,352	881	81,959	3,174
平成16年度	61,867	2,242	23,527	836	85,394	3,078
平成17年度	93,075	2,296	33,411	836	126,486	3,132
平成18年度					148,071	

中泊町欄における平成13年度から平成16年度の「負担金額」及び「搬入量」は、単純に「中里地域」及び「小泊地域」をプラスしたものです。

**新処分場建設の条件
リサイクル率24%以上**
 平成16年度までは、ごみ最終処分場、焼却施設等の整備は、単品でも国の補助金制度で実施

町としては、二つの処分場の使用期間が残り少ないことから、今すぐに建設の着工に入りたいところですが、新処分場建設までには、基本計画の策定や用地の選定、処分場建設場所の環境調査、町民への説明会等のさまざまな事務作業があり、すぐに建設着工は無理な状態です。このことから、2つの処分場の延命化を図るためにも、町民の皆さんには、これまで以上に一層のごみの減量化、リサイクル化へのご協力をお願いすることに なります。

ここでいう国の基本方針とは、リサイクル率24%以上にすることを義務付けたものです。リサイクル率

この循環型交付金制度とは、今後、中泊町が循環型社会を目指すに当たっての政策を立て、排出抑制し、再利用を進め、リサイクルをどのように進めていくのか。そして、このことを基本に最終処分場の減量をどのようにするのか等の目標数値を示した上で、国の基本方針に適合していると認められた場合のみ、各施設の整備が可能となる制度です。

循環型交付金で処分場等を建設予定。

「びん類」が85,300kg、「缶類」が81,540kgと最高数量を示しましたが、その後は年々、減少傾向にあります。しかし、「ペットボトル」は平成13年度の数値を保っています。小泊地域は、平成13年度から大幅な数値の変動はないものの、中里地域と1世帯当りのリサイクル収集量を比較した場合、低い数値です。特に、缶類においては半分に満たない数値となっています。

**組合負担金増額の一途
改修工事費の影響**
 次に、燃えるごみの収集状況を見てみましょう。表5「地域別ごみ収集状況・西北五環境整備事務組合関係」をご覧ください。組合の負担金は、年々、増額の一途をたどっています。増額の理由は、平成15年度に実施したダイオキシン対策のための改修工事費も加わったことにより大幅な負担金の増となっています。

減少傾向の小泊処分場
 小泊処分場は、稼働2年目の平成15年度に最高の数値を示し533,370kgのごみが処分場に埋め立てられました。平成17年度が338,800kgと2年連続で減量となつていま

少ないリサイクル収集量
 減少傾向の中里地域 低調さみの小泊地域
 次に、リサイクル関係の収集状況等を見てみましょう。表4「地域別ごみ収集状況・リサイクル関係」をご覧ください。中里地域は、平成13年度に

の平成14年度のみで、翌年度からは、また上昇し続け平成13年度のごみ埋立量に近づいていまして。
 中里処分場の延命化対策として、今後と同様の上昇傾向にならないように、中里地域の町民の皆さんには、より一層のごみの分別を徹底し、缶類やペットボトル、その他のプラスチック類などのリサイクル対象品目を一本でも、一枚でも処分場に持ち込まないようにする心構えを徹底するようお願いいたします。

しかし、小泊処分場はあと2年しか埋め立てることができないことを考えると、小泊地域の町民の皆さんには、より一層のごみの分別を徹底し、缶類やペットボトル、その他のプラスチック類などのリサイクル対象品目を一本でも、一枚でも処分場に持ち込まないようにする心構えを徹底するようお願いいたします。

処分場の使用延命対策は、

ごみを出さないごみのみ。

『減量化・再利用化・リサイクル化』にご協力を！

一般廃棄物と

産業廃棄物

「廃棄物」とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によると、ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚泥、ふん尿、廃油、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物または不要物であつて、固形状または液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く）と定義されています。

そして、廃棄物は「一般廃棄物」と「産業廃棄物」の二つに分類されています。

一般廃棄物は

町の責任で処理

町としては、国の基本方針であるリサイクル率24%以上を目指すこととなりますが、この条件をクリアするためには、ごみの減量化を図り、そしてリサイクル量を増やす以外ありません。そのため、まちづくりの基本姿勢の一つである「協働のまちづくり」によって実践するしかありません。

そして、このことが循環型社会形成への一歩となります。

中泊町で一日に家庭から出るごみの量は、1世帯当り約220kgにもなります。ごみをたくさん出すことは、資源やエネルギーを浪費することになり、最後には私たちに跳ね返ってくることとなります。

資源循環型社会の実現に

3Rの実行をお願いします。

- Reduce** ごみを減らそう。モノを大切に使おう。
- Reuse** モノを繰り返し使おう。
- Recycle** モノをもう一度資源として利用しよう。

分けたら資源

捨てたらごみ

現在、中泊町では中里地域と小泊地域のごみの分別の仕方が違っています。

中里地域は、家庭ごみ収集がもえるごみ 燃えないごみの2種類、資源ごみ収集が ガラスびん 缶 ペットボトルの3種類、資源ごみ収集が ガラスびん 缶 ペットボトルの3種類ですが、小泊地域は、ガラスびん 缶 ペットボトル その他のプラスチック 白色トレイ 紙パック 紙類（段ボール・雑誌・新聞・チラシ） 発泡スチロールの8種類を資源ごみとして収集しています。

この分別数の多さがごみ削減に効果があったかどうかは定か

ではありませんが、小泊処分場の搬入量は減少傾向（前頁表3を参照）にあります。

このことから、「分けたら資源、混ぜたらごみ」。分別によるごみ削減の効果があることを信じて、私たちみんなで「3つのR」を実行してみませんか。

3つのRとは、**ごみはできるだけ出さないこと(Reduce)** **リデュース**、**再利用(Reuse)** **リユース**を心がけること。ごみになってしまったものは、可能な限り分別して資源ごみとして出し、**リサイクルで再資源化(Recycle)** **再生利用**することです。

一般廃棄物とは、産業廃棄物以外のすべての廃棄物であると定義されていますが、具体的には主に家庭から排出される生ごみや粗大ごみ、オフィスから排出される紙くずなどです。

一般廃棄物は、町が収集・運搬し、処分することとされています。また、下水道が整備されていない地域などで処理が必要となるし尿なども一般廃棄物であり、町の責任で適切な処理が行われます。

産業廃棄物は排出者に処理責任

産業廃棄物とは、製品の製造などの事業活動に伴って工場などから排出される廃棄物のうち、大量に排出されたり、質的に処理が困難であるもので、その性状により燃えがら、汚泥、廃プラスチックなど19種類が定められています。

産業廃棄物は、排出した者が責任をもって処理することとされており、自らが処理を行うか、都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して処理を行うこととされています。

その処理は、産業廃棄物の種類ごとの基準に従って行わなければならないとされています。放射性廃棄物などほかの法律などに基づき規制が行われている廃棄物は、廃棄物処理法の規制対象にはなりません。

リデュース (発生抑制)

当たり前のことですが、ごみを減らすために最も重要で効果があるのは、ごみを出さないことです。そのためには、ごみになる「モノ」を買わない、利用しないようにすることが大切です。いらない「モノ」、使ってもすぐごみになる「モノ」などを初めから買わない・利用しないように気をつけましょう。また、使い捨ての製品はなるべく用いないようにする配慮も必要です。

例えば、商品を買うときの基準に「ごみになりやすいか」を加え、繰り返し使える容器・詰め替え商品を選ぶ。また、スーパーやコンビニエンスストアでの買い物にはマイバックを用意するなど。また、生ごみはEM菌活用の堆肥づくりに努めるなど。簡単なことのようにですが、一般的なライフスタイルを考えると、実行することはかなりの根拠が必要になると思います。でも、皆さんで頑張ってくださいようお願いします。



リユース (再利用)

いなくなつた「モノ」を捨てる前に(あるいはリサイクルを考える前に)、その製品の別の利用法がないか考えることが大切です。

例えば、個々の行動では、裏の白い広告紙をメモ用紙として利用する、空き缶をペンスタンドとして用いるなど、こんなことでも考えるちよつとした行動も再利用になります。

また、団体行動では、リサイクルフェアやフリーマーケットの開催など。今後、町としてもさまざまな団体と協力・連携し開催したい一つのイベントです。身の回りには再利用することによりまだまだ利用できる「モノ」は数多くあると思います。再利用は広い意味でリサイクルと同様に用いられることもありますが、狭い意味では再利用はそのままの形で別の利用法によりその製品を活用するもので、リサイクルは原料や材料として活用するものです。



リサイクル (再生)

今、国では資源循環型社会の構築に向け、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法など関連法制度の整備が推進され、私たちの日常生活の中で既に実践に移されています。

私たちみんなが、ごみの発生抑制及び再利用に努めました、それでも、出てきた「モノ」は、次にリサイクルを考えなければなりません。

特に私たちの最も身近にある「モノ」のガラスびん、缶、ペットボトル、その他のプラスチックや段ボール・雑誌・新聞・チラシの紙類など。私たち一人ひとりの「分けたら資源」の心構えを持って対処したいものです。リサイクルするためには回収の労力や原料化してもう一度製品を作り直すことなど、時間と労力とエネルギーが必要ですが、しかし、皆さん、ごみとして永久に処分されるより、もう一度新しい命として生まれ変わせられたら楽しくなりません。



3R後は、適正に処分

リサイクルに努めても、最後にどうしても使えない「モノ」は、燃えないごみと燃えるごみに分別し、決められた日にきちんと適正に処分しましょう。

毎戸配布しました「ごみ出しチラシ」を参考にしましょう。この3Rの行動を町民一人ひとりが実践することにより、処分場へ出している燃えないごみも西北五環境整備事務組合に搬入している燃えるごみも減量できるものと確信しています。

ごみ出しは、町指定袋を使用

このごろ、町指定袋以外のものでごみを出している家庭が目立っています。指定袋は、ごみの分別状況や爆発物等の危険物の混入を避けし事故等を未然に防止する目的から行われているものです。このことをご理解いただき、ごみ出しには町指定袋をご使用ください。そして、町内名及び氏名をご記入ください。

なお、1個の重さは10kg以下にしませう。また、ガラスの破片などの鋭利なごみは、新聞紙等で包み「ガラス」などとはつきり記入して出してください。町指定袋以外のごみ出しは、収集しませぬのでご注意ください。「文責 環境衛生課成田」

ごみの出し方ポイント

3つのお願い…3つのお願いを聞いてください。そして、必ず守ってください。

- ごみは、決められた収集日に決められた場所以外には出さないでください。
- ごみは決められた収集日の朝8時までに出しましょう。決められた収集日以外（前日や収集後）は出さないでください。
- 町指定のごみ袋以外で、ごみ出しはやめましょう。ごみを出す際、指定袋には必ず、町内名、氏名を記入してください。町指定の袋以外で出した場合、そして、指定袋に記入していない場合は、収集しません。

燃やせるごみの出し方ポイント…10kg当り50円の税金が掛かっています。

- ★台所の生ごみ、木、竹類、紙類、衣類、紙おむつなどがこれにあたります。
- 食用油等は、紙、布等に吸わせるか、固めて出しましょう。
- 材木は長さ50cmから1m位に切って束ね、束ねたものに名前・町名を書いた紙を付けて出しましょう。
- 生ごみは中身が見えるレジ袋等に入れて口を結び、さらに町指定のごみ袋に入れて出しましょう。なお、燃えるごみの焼却には、10kg当り50円の負担金を町で税金から納めています。生ごみは水切りを十分にしてから出してください。EM菌を活用して生ごみ堆肥づくりをするのも、大きい効果となります。

燃やせないごみの出し方ポイント…危険物、発火物などは絶対に出さないでください。

- ★金属、ガラス、プラスチック、陶磁器、ゴムなどがこれにあたります。
- ごみ収集車及び処分場での爆発、火災の原因になり、大変危険です。
 - ・ごみの中に、危険物、発火物などは絶対に入れないでください。
 - ・スプレー缶やカートリッジ式ガスボンベは、必ず中身を完全に抜いて穴を開けてから出しましょう。
- ガラスの破片等の危険な物は、紙などに包んで出しましょう。
- 「燃やせないごみ」を多く出す場合は、直接、一般廃棄物最終処分場へ自主搬入してください。



資源ごみ【ペットボトル・缶類・びん類】の出し方ポイント…一度、水洗いしてから出しましょう。

- ペットボトルのフタはプラスチック類へ分別してください。
- 食用油に使用されていたものは出さないでください。
- 一度、中を水洗いして出しましょう。

粗大ごみの出し方ポイント…木製品等の粗大ごみは、解体し燃えるゴミとして出しましょう。

- ★目安として大きさの一辺が80cm以上のもので、机、タンス等の家具類、自転車等がこれにあたります。
- 可燃性素材(木製等)の粗大ゴミも、指定袋に入る程度に解体処理すれば、可燃ごみです。どうか、燃えるごみとして処理し処分場の延命化へご協力ください。
- 石油ストーブ、ガスレンジ等については、燃料やバッテリー、乾電池を抜いて出しましょう。
- 粗大ごみを多く出す場合は、一般廃棄物最終処分場へ自主搬入してください。

この記事に関するご意見等は、記事担当の環境衛生課成田までお願いします。

電話57-2111内線38